



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 滝 澤 鉄 工 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 田 一 八
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 林 田 憲 明
(コード番号 6121 東証スタンダード)
TEL 086-293-6111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第92回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 商号変更について

当社は、1922年工作機械の製造、販売を目的に「瀧澤鐵工所」として創立いたしました。本年、創立100周年を迎えるにあたり、先立って2020年4月に新たな経営理念として、ミッション『豊かな未来を、機械で支える。』、ビジョン『世界中のイノベーションを、TAKI SAWAの機械から。』、バリュー『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』に改定いたしました。この経営理念を踏まえ、現行定款第1条の商号を「株式会社滝澤鐵工所」から「株式会社TAKI SAWA」に変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年10月1日とし、効力発生日後これを削除するものといたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 監査等委員である取締役の員数変更について

当社のガバナンス体制に対する監査・監督機能の一層の強化・充実を図るとともに、当社が社会環境の変化に対応し持続的な成長を確保するため、多様性ある社外人材の拡充が必要なことから、現行定款第16条(取締役の員数と選任)1に定める監査等委員である取締役の員数の上限を5名から7名に変更するものであります。

2. 変更の内容

(1) 商号変更について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本会社は 株式会社滝澤鉄工所と称する。 英文ではTAKISAWA MACHINE TOOL CO., LTD. と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本会社は 株式会社TAKISAWAと称する。 英文ではTAKISAWA MACHINE TOOL CO., LTD. と表示する。</p> <p>附則</p> <p><u>2 第1条(商号)の変更は、2022年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>第15条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 本会社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u> 1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 1 本会社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 < (1) 商号変更についてにて記載 ></p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示等に関する経過措置)</u> 3 変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 4 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等</p>

	<p>のインターネット開示とみなし提供) はな お効力を有する。</p> <p>5 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主 総会の日から3か月を経過した日のいずれ か遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--

(3) 監査等委員である取締役の員数変更について

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第16条 (取締役の員数と選任) 1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締 役は、11名以内とし、監査等委員である取締 役は、<u>5名</u>以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第16条 (取締役の員数と選任) 1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締 役は、11名以内とし、監査等委員である取締 役は、<u>7名</u>以内とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日
定款変更の効力発生日 2022年6月24日
(ただし、商号変更の効力発生日は2022年10月1日とする。)

以上